

令和元年6月

江南市議会総務委員会会議録

6月21日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

令和元年6月21日〔金曜日〕午前9時29分開議

本日の会議に付した案件

議案第45号 江南市市税条例等の一部改正について

議案第49号 水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）売買契約の締結について

議案第53号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

の所管に属する歳入歳出

総務部

の所管に属する歳入

消防本部

の所管に属する歳出

年度調査事項等について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

今年度の当委員会の研修会について

出席委員（8名）

委員長 東 猴 史 紘 君

副委員長 石 原 資 泰 君

委員 河 合 正 猛 君

委員 古 池 勝 栄 君

委員 稲 山 明 敏 君

委員 伊 藤 吉 弘 君

委員 大 藪 豊 数 君

委員 岡 本 英 明 君

欠席委員（0名）

委員外議員（6名）

議員 宮 地 友 治 君

議員 牧 野 圭 佑 君

議員 堀 元 君

議員 三 輪 陽 子 君

議員 片 山 裕 之 君

議員 長 尾 光 春 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 松本朋彦君
主 事 山田都香君

議事課長 石黒稔通君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

企画部長 片野富男君

総務部長 村井篤君

消防長 長谷川久昇君

地方創生推進課長 河田正広君

地方創生推進課主幹 稲波克純君

行政経営課長 安達則行君

行政経営課主幹 梶田博志君

行政経営課副主幹 亀井雄介君

税務課長 本多弘樹君

税務課主幹 須賀博昭君

税務課副主幹 三浦理恵君

総務課長 高田昌和君

総務課主幹 浅野武道君

消防総務課長 高島勝則君

消防総務課主幹 日下部匡彦君

消防署長 上田修司君

消防署東分署長 森山和人君

消防署主幹 上村和義君

消防署副主幹

高 木 直 樹 君

午前 9 時 29 分 開 会

○委員長 それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

おはようございます。

初めての委員長であります。不手際もあると思いますが、どうぞよろしく
お願いいたします。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る 6 月 7 日に 6 月定例会が開会されまして以来、連日終始慎重に御審議
を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要
な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決
を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。ど
うぞよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、市長は公務があるため退席させていただきます。

それでは、本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 45 号
江南市市税条例等の一部改正についてを初め 5 議案の審査を行います。委員
会の案件が終わりましたら、委員協議会と、河合議員の御提案で委員協議会
に引き続きまして勉強会を行いたいと思います。

本会議において議案撤回が行われましたが、本来、総務委員会に付託され
る予定でした公社にかかわるところが大きく影響していましたので、当局に
お願いして撤回の経緯や公社についての勉強会を実施することにさせていた
だきました。当局にあっては、公社にかかわる職員さん以外の方々は退席し
ていただいても結構です。ざっくばらんに意見を交換できればと思っております。
どうぞよろしくお願いいたします。

それでは暫時休憩します。

午前 9 時 31 分 休 憩

午前 9 時 39 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただければと思います。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席いただき、その間は退席していただいても結構です。

議案第45号 江南市市税条例等の一部改正について

○委員長　それでは最初に、議案第45号 江南市市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長　それでは、議案第45号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の12ページをお願いしたいと思います。

議案第45号 江南市市税条例等の一部改正についてでございます。

次の13ページには、江南市市税条例等の一部を改正する条例（案）を、少しはねていただきまして、25ページから78ページにかけて新旧対照表を、79ページには市税条例改正（案）の概要を掲げてございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　この中で何点かちょっと質問したいんですけども、最初に改

正の概要の中の(1)番の①番、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除についてとあるんですけれども、その概要についてちょっと説明していただきたいんですけど。

○税務課長　住宅借入金等特別税額控除の概要についてということでございます。

住宅ローンを利用いたしましてマイホームを新築した場合、または購入をした場合につきましては、住宅取得の特別控除ということで、所得税の税額控除の制度がございます。これは各年の年末におきまして、ローンの残高の1%でございます。例えばローンの残高が2,000万円ありますといった場合には、その1%ということで20万円が所得税額から控除されるという所得税の制度がございます。この控除額が所得税から引き切れない場合は、次に個人の市民税のほうから控除することができるよというのが、今回の住宅借入金等特別税額控除の制度でございます。

今回の改正点につきましては、住宅を取得してから通常10年間控除が受けられるという制度でございますけれども、10月1日に消費税の引き上げが予定されております。それによりまして住宅の購入の駆け込み需要がふえたり、10%になってから購入の反動減となることが予測されるよということでございますので、その対策といたしまして、消費税の引き上げ後、10%で住宅を購入した方につきましては、10年間であったものを13年間控除ができるように手厚く優遇するという制度でございます。

○伊藤委員　わかりました。

10年から13年に延長して、住宅の駆け込みを少しでも緩和するということがよくわかりました。

そうすると、今の個人住民税ということでございますので、控除がですね。そうすると市の税収が減ってくるということが予想されるんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○税務課長　今、委員おっしゃられるとおりでございますので、市税のほうから控除をされるよということは、当然税収が減っていきます。

ただ、この税額につきましては、地方特例交付金といたしまして、また別の歳入として市が受けることになっております。これは全額国のほうが手当て

してくれるよという内容になっておりますので、税収は減りますが、こちらのほうで見ていただけるということで、市の収入としてはプラス・マイナスないということで思っただけであればよろしいかと思えます。

○伊藤委員 わかりました。

続きまして、また質問に入るんですけども、②番の同じ単身児童扶養者に関する規定の整備の中で、米印があるんですけども、ちょっとよくわからないんですけども、この最後に前年の合計所得金額135万円以下でやろうやということで、ちょっとその辺のところがないんですけども、雰囲気というのはわからないんですけども、月の給与にすると大体どのぐらいもらえる方がこういう対象になるということですか。

○税務課長 まず、合計所得金額でございます。これはお給料の所得だけに限らず、例えばその方が御商売をやってみえる事業所得、営業所得ですとか、土地や建物を貸して得ることのできます不動産所得ですとか、あと年金の雑所得などを全て合計した金額だよというふうに思っただきたいと思えます。

今回、こちらにございます135万円をお給料に直したらというお話でございますけれども、給与の収入額で申し上げますと、1年間の収入額で約204万円の方が135万円に当てはまるということでございます。ちなみに、月額に直しますと17万円ぐらいということになります。

○伊藤委員 わかりました。

大体月額にすると17万円ぐらいということで、いろんな必要経費のかわりにはありますんで、そういう形になるということですよ。わかりました。

あと、その下の③番、これは大法人とあるんですけども、大法人というのはどのくらいの規模の法人でしょうか。

○税務課長 大法人ということでございますが、こちらにつきましては資本金の金額が1億円を超える法人や、あと生命保険会社で相互会社という形態をとっている会社が幾つかあるかと思えます。そういったものが大法人に位置づけられるということになっております。

○伊藤委員 そうすると、電子申告が義務化されているということなものですから、この電子申告が義務化されている大法人の割合、大体何件ぐらいが

今総数であって、その割合はどのくらいなのでしょう。

○税務課長 電子申告の割合ということでございます。

平成30年4月1日から平成31年3月31日の1年間で、法人市民税の申告をいただいた総数は2,890件ございました。そのうち電子申告で提出いただいた件数につきましては1,935件ございましたので、割合に直しますと67.0%の申告の枚数が電子申告でなされたということになります。

○伊藤委員 わかりました。

あと2点だけいいでしょうか。

(2)番、軽自動車税関係なんですけれども、軽自動車のグリーン化特例、これ前からあるんですけれども、その辺のところをもう一度、よくわからないものですから説明のほうをしていただきたいんですけれども。

○税務課長 グリーン化特例の概要でございますが、一番わかりやすい例で申し上げますと、軽自動車税というのは4月1日現在に所有をされておる方に対しましてかかる税金ということで、一番件数が多いといいますか一般的なものが乗用の自家用車ということで、年額1万800円お願いしているということでございますが、一番多いパターンということで申し上げます。

新しく自動車を購入しまして、最初の1回だけにつきましては、自動車の燃費の性能に応じて軽減がかかります。これがグリーン化特例（軽課）というものでございます。

具体的に申し上げますと、電気自動車とか天然ガス自動車という燃費性能のいいものにつきましては、75%の軽減がかかるということで、1万800円だったものが2,700円納税いただくというようなイメージになります。

あと、燃費の性能に応じて50%軽減と25%軽減ということでございますので、そういった所得から1回に限ってお支払いいただく、自動車の性能に応じて払っていただくというものがグリーン化特例の制度の概要でございます。

○伊藤委員 よくわかるようなわからんようなということで、大体イメージとしてつかめました。

とりあえず2年延長するというようなものですから、その延長するに当たっては電気自動車等に限定するというようなものですから、多分75%だけが対象だと思うんですけれども、この等という案ですけれども、等は何が含ま

れますか。電気自動車「等」に限定すると。

○税務課長 一応、こちらにつきましては、電気自動車、燃料電池自動車、それから天然ガス自動車ということとなっております。

○伊藤委員 わかりました。

あと一点だけいいですか。

その下の②番、環境性能割ということがあるんですけども、この制度の概要について、もう一度説明お願いしたいんですけども。

○税務課長 こちらは、自動車を購入する際には、消費税とか自動車重量税とか、いろいろかかるということは御存じだと思うんですけども、その中で自動車取得税というものもかかります。これが、今度の消費税の引き上げるタイミングで廃止ということ、自動車取得税はちなみに県税でございます。県の税金でございます。これが廃止されて、10月1日のタイミングで市の税金として、軽自動車税の環境性能割という新しい税金が創設されるというものでございます。

今回の改正につきましては、以前にこの環境性能割の内容、税率、賦課徴収に関しての規定は、以前の議会のほうでお認めいただいているんですけども、今回さらに消費税の対策ということで、こちらにございますように令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に購入された自家用乗用車につきましては、環境性能割の税率を1%軽減するという内容の改正が行われるということでございます。

○伊藤委員 わかりました。

そうすると、市の税金ということなんですけれども、これは市が賦課徴収するわけなんですか。

○税務課長 こちらは、先ほど申し上げましたように県の税金ということで、県が自動車取得税の賦課徴収をしておるわけなんですけれども、市の税金であります環境性能割に切りかわりましても、当面の間は県のほうが市にかわって賦課徴収をしていただけるという形になっております。

○伊藤委員 わかりました。

○委員長 ほかにございませんか。

○大藪委員 ※
_____。

※ 後刻取り消し発言あり

※

_____、_____。 _____
_____。
_____, _____、 _____
_____, _____。
_____, _____。
_____, _____、 _____、 _____
_____, _____、 _____、 _____
_____, _____。

○委員長 暫時休憩します。

午前9時56分 休 憩

午前9時56分 開 議

○委員長 引き続き始めます。

今の案件は、この案件に関係ないと思われませんが、取り消しでよろしいですか。

○大薮委員 取り消しをお願いします。

○委員長 ほかに質問はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時56分 休 憩

午前9時56分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号 水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）売買契約の締結について

※ 後刻取り消し発言あり

て

○委員長 続いて、議案第49号 水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）売買契約の締結についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防総務課長 それでは、令和元年議案第49号について御説明申し上げますので、議案書の93ページをお願いいたします。

水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）売買契約の締結についてでございます。

1枚はねていただきまして、94ページには、参考資料としまして売買仮契約書を掲げてございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員 指名競争入札で落札したという報告があったんですけど、この金額なんだけど、予定価格というのは決めてあるの、江南市の予算。

○消防総務課長 予定価格ですけれども、予定価格の公表は、事前、事後ともしておりませんので、予算額はホームページで閲覧することはできます。

○河合委員 5社入札されたということですので、この5社、入札金額はわかりますか。

○消防総務課長 5社の入札金額はホームページで公表しておりますので申し上げますと、株式会社モリタ名古屋支店5,475万円、平和機械株式会社5,489万円、株式会社三陽商会5,490万円、小川ポンプ株式会社名古屋事務所5,494万円、日本ドライケミカル株式会社名古屋支店5,494万5,000円でございます。

○河合委員 わかりました。

ということは、一番安かったモリタで決まったということですね。

今、冒頭に聞いたんだけど、予定価格は公表はしておらんけれども、消防署が思っていた金額よしか当然低いですよ。公表しておらんから、もともと予算はどれぐらい考えておったんですか。

○消防総務課長 予算の金額でございますが、6,044万4,000円でございます。
税抜きで申し上げますと5,494万9,090円でございます。

○河合委員 そうすると、モリタさんは落札率何%になる。

○消防総務課長 予算書の金額で申し上げますと、率にしますと99.6%になります。

○河合委員 わかりました。

○委員長 ほかに質疑は。

○伊藤委員 これは工事と違って備品なものですから、予定価格というのが下げられると思うんですけども、市場調査した中で。

前は消防車両、結構安く落札されておった。ここ数年、非常に高い金額で落札されていますね。その辺のところはやっぱり予定価格を市場調査した中で決めていないのが原因であるとは私は思っています。ですから、その辺のところは会計検査が来たときにどう指摘されるかわかりませんが、その辺のところをちょっとわからないんですけども、今の御時世の中で、例えば市場調査しようとしても、今は守秘義務がありますのでなかなか教えてくれないということがあって、非常に困難になってきておるとは思うんですけども、その辺のところはやはり若干予定価格自体をもう少し下げてください、これだと入札は1回で済みますよね。2回やることはないですよ、設計金額イコール予定価格なものですから。そうすると、やはり高い買い物になってしまって、こんなような形になってしまうんですよ。少なくともこの約5,400万円、消費税入れると6,000万円の車は、たったの本当に数十万円での金額しか安く買えないということで、本当は100万円、200万円ぐらい安く買って、非常に市に貢献してほしいんですけども、そうした中でやはり非常に難しいとは思うんですけども、今度ちょっと市場調査していただいて、他市町の状況を調べていただいて、どのぐらい他市町も落札率ですね、予算金額から落札された金額、その落札率を調べていただいて、少しでも安く購入できるような努力をしていただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

○消防総務課長 当初予算額の積算に際しまして、3社から見積もりを徴収しまして、エンジンやシャシーなど車両本体の一番低い価格、そしてサイレンやポンプなどの取り付け品や、ホースや空気呼吸器などの積載品、それぞれ

の各品目から一番低い価格を選定しまして、より精度の高い予算額を算出して、予算額を決めております。価格を下げる努力はできるだけしているつもりではございますが、今、議員のおっしゃられた意見を今後も参考にしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○伊藤委員　　よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時04分　　休　憩

午前10時04分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号　令和元年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条　歳入歳出予算の補正のうち

企画部

の所管に属する歳入歳出

総務部

の所管に属する歳入

消防本部

の所管に属する歳出

○委員長　　続いて、議案第53号　令和元年度江南市一般会計補正予算（第4

号)、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部の所管に属する歳入歳出、総務部の所管に属する歳入、消防本部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に企画部地方創生推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課が所管いたします補正予算につきまして御説明を申し上げます。

追加議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

中段の20款諸収入、5項雑入、2目雑入、11節雑入で、説明欄の地方創生推進課のコミュニティ助成事業助成金でございます。

次にはねていただきまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最上段の2款総務費、1項総務管理費、1目地方創生推進費で、地域団体支援事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○稲山委員 質問ではないですけど、ちょっと教えてほしいんですけど、以前はコミュニティ助成金、順番待ちというか各地区からそういったお話をいただいてやっておったわけなんですけど、現在、この申し込みというか、今どのくらいおられておるのかというのを、まず最初にお聞きしたいんですけど。

○地方創生推進課長 平成30年度の申請に向けまして、平成29年度に募集を行いましたところ、6区から御応募がございました。6区、優先順位をなかなかつけることが難しいということで、公開によるくじによりまして順番を決めたところでございます。

それで今年度、令和元年度の申請につきましては、補正予算でお願いして

おります山尻区と、あと不採択となりましたけれども北野区のほうの2件を申請させていただきました。

まだこの後ですけれども、来年度につきましては、本郷区、勝佐区、それからその次の年度にまた上奈良区を予定しておりまして、昨年度不採択となりました小脇区も、令和3年度の実施に向けてまた申請をしてみたいと考えております。

それから今年度不採択となってしまいました北野区につきましても、令和4年度に向けて、また再度申請をしていくということでございます。

○稲山委員 わかりました。

今、説明の中で、以前は不採択ということはほとんどなかったんだと思うんだけど、最近ちょくちょくそういった、ほかの区からでも、前と比べて本当にちょっと厳しくなった、厳しいという言い方がおかしいのかいいのかわかりませんが、なってきたという話を聞いておるんですけど、その辺の理由というか、それと北野区についてもまた出されるということなんだけど、不採択になったものがもう一回出てきて採択されるといったことというのは現実にはあり得るのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○地方創生推進課長 この事業につきましては、一般財団法人自治総合センターというところが行っておる事業でございまして、その原資となるものが宝くじですとかナンバーズ、ロトなどの売上金を活用して助成しておるといふ事業でございまして、最近その売り上げのほうは落ち込んでいるということで、以前は2区、2件は申請すると2件通るといふような状況でございましたけれども、昨年度、今年度と続けて1区が不採択というふうなようになっております。

ただ、不採択になりました理由というのは開示はされておられませんけれども、特に内容がというふうには認識しておりませんので、また改めて申請をさせていただいて、同じ内容ではございますけれども申請させていただいて、採択されるまでやっていきたいというふうにご検討しておりますので、よろしくお願いたします。

○稲山委員 どういった内容なのか、しっかりとした内容はわかりませんが、以前は2区というか2つの案件を出せばほとんど通っておった中で、

先ほど言いましたように財源といいますか、宝くじのほうの財源が少なくなってきたということで、一つしか認められなくなってきたというのが多分流れだと思えますけれど、ただその流れの中でも、県内でずっといろいろなところから出てきておると思えますし、江南市からも2つを出しておるわけなんですけれど、その2つの中で競い合って、だめだったというものに関しては、やはり少し内容を変えていただくだとかやっていたかかないと、またそれが、そんなことがあるかどうかわかりませんが、待って、また不採択になってしまったということではお地元のほうにも非常に迷惑がかかってしまいますので、せっかく待って、次はいいだろうといった話が出てきますので、その辺はやっぱり慎重にやっていたかかないといけないかなあと思うわけですので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○地方創生推進課長　　ありがとうございます。

そのように対応させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○委員長　　ほかに。

○伊藤委員　　これは250万円ということなんですけれども、最高限度額というのはあるんでしょうか。今回この250万円が出てきて、この山尻区というのは実際幾ら備品を購入されて、250万円しか今回助成がないんですけれども、ほかにオーバーした分はあるんでしょうか。

○地方創生推進課長　　このコミュニティ助成事業のうち的一般コミュニティ助成事業につきましては、1件につき100万円から250万円までというような範囲で助成金が交付されるものでございます。

今回、山尻区のほうで申請をいただきました金額につきましては、250万1,140円ということで、助成金は250万円でございますので、それを超えている分につきましては、区のほうから持ち出しをしていただくというものでございます。

○伊藤委員　　6区から出てきて2区ずつ3年かかりますよね。不採択だったところは次の年度に回すということで、実際これが終わったら、また新たに3年、4年後にこういう募集をかけるんでしょうね。

○地方創生推進課長　　今のところ、後年度のほうまで埋まっているというこ

とで、また改めて申請ができる時期が参りましたら、区長・町総代会の折に周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて総務部行政経営課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○行政経営課長　議案第53号　令和元年度江南市一般会計補正予算（第4号）の行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

歳入でございます。

追加議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。

最上段の18款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、追加議案の別冊となります令和元年度江南市6月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページでございます。

一般財源調でございますが、18款繰入金は財政調整基金繰入金でございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○石原委員　ちょっと確認をさせてください。

今回の基金の目的について、再度確認させてください。

○行政経営課長　財政調整基金の目的ということでよろしいでしょうか。

○石原委員　はい。

○行政経営課長　財政調整基金でございますが、これは地方自治法241条に基づきまして、市の条例において、市の財政の各年度間の調整ということを目的にした基金ということで、例年、繰越金が決算で出てまいりますので、その2分の1を下回らない額ということで積み立てをしておるものというこ

とでございます。

この基金の処分ということなんですけれども、災害復旧とか、その他経済事情等の変動ということでございますけれども、各年度間の財政調整という意味合いでの処分ということでございますので、今回歳出予算を組むに当たりまして、その財政調整ということで基金から繰り入れているものでございます。

○石原委員 ありがとうございます。

では補正後、この残高は幾らになるのか確認させてください。

○行政経営課長 6月補正の4号補正後でございますけれども、残高といたしまして8億7,300万円ということになっております。

○石原委員 ありがとうございます。

最後の確認ですけれども、今後の見通しとしてはどうなるのでしょうか。

○行政経営課長 今後の見込みということでございます。

今後、9月から議会が12月、3月ということで予定されておりますので、そこでの補正の内容、それから決算の状況を見まして、幾ら積み立てられるかというところでございますけれども、積み立てに関しましては予算額をベースとして、今予算額では3億5,000万円を積み立てるということになっておりますので、今後予定事業及びその3億5,000万円を積み立てるということを前提とした数字といたしましては、7億3,000万円ぐらいとなる予定と見込んでおります。

○石原委員 ありがとうございます。

以上で結構です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて総務課について審査をします。当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 総務課の所管につきまして御説明申し上げます。

追加議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段、20款諸収入、5項雑入、2目雑入、11節雑入、11ページ右側説明欄、

総務課の交通事故損害賠償金11万7,000円及び自動車者損害共済災害共済金5万円の増額をお願いするものでございます。

なお、補正予算説明資料の4ページ、一般財源調の中の雑入でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○石原委員 この交通事故損害賠償金の11万7,000円でございますけれども、確認でございます。

江南市がこの賠償金を相手側から受け取るということでよろしいでしょうか。

○総務課長 そのとおりでございます。

○石原委員 ありがとうございます。

続いて、過失割合ですね、この交通事故の場合について確認させていただきます。

○総務課長 江南市の過失は3割、相手側の過失が7割でございます。

○石原委員 ありがとうございます。

あと自動車の損害共済災害共済金5万円、この交通事故による共済金だと思うんですけれども、この事故の内容について確認させてください。

○総務課長 この事故の内容につきましては、平成31年1月18日に江南市役所内駐車場におきまして、相手側車両が駐車しようとして一旦停止します。その後ろを通った際、市の公用車左後ろバンパーのところと接触したものでございます。

○石原委員 ありがとうございます。

この公用車についても修理が必要であったと思うんですけれども、どの科目でこの予算をされておりますでしょうか。

○総務課長 自動車修繕費で修繕しております。

○石原委員 ありがとうございます。以上でございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて消防本部消防署について

審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防総務課長 消防本部所管の補正予算について御説明を申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、追加議案書の28、29ページをお願いいたします。

上段にございます9款1項3目消防署費、所管は消防署で489万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、29ページ、説明欄をお願いいたします。

消防水利整備事業におきまして、防火水槽本体の撤去工事費460万5,000円及び防火水槽への補水管撤去工事負担金29万1,000円、事業全体で489万6,000円の補正をお願いするものでございます。

理由といたしましては、市の道路と民間所有地にまたがる防火水槽の撤去要望書が地権者より飛高区長を通じて提出されたことに伴い、早急に防火水槽を撤去する必要があるからでございます。

御参考として、別冊の補正予算説明資料の13ページに位置図を掲げております。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員 要望書が提出されたということなんですけれども、これはいつまでに撤去してほしいという内容だったのでしょうか。

○消防総務課長 撤去の期限ということですが、この地権者の方が不動産業者の方なんです、事業を始めるということで、その事業を1月から始めるということですので、それまでに撤去をしてほしいという要望でございます。

○伊藤委員 わかりました。

あと二、三点質問したいんですけれども、この防火水槽というのは、本来補助金を使って建てて、県費とか国庫を使って建てているわけなんですけれども、50年たないと補助金を返さなあかんという形になってしまうんですけれども、この50年は当然過ぎていっていると思うんですけど、何年たった防火水槽なん

ですか。

○消防総務課長 防火水槽の設置が昭和40年になりますので、53年になります。

○伊藤委員 わかりました。

あと、これ撤去すると、ほかの水利を包含できる、ほかの水槽というか消火栓というのが近くにあるんでしょうか。

○消防総務課長 撤去する防火水槽の周囲に、まず北西に約80メートルのところに消火栓が1基、それから西へ90メートルのところに、ここにも消火栓、そして東80メートルのところに消火栓がございますので、改めて水利をする必要はないと考えております。

○伊藤委員 わかりました。安心しました。

次に一点だけお聞かせ願いたいんですけれども、非常に撤去については高価というか非常に高い費用ということで、約500万円ぐらいかかるんですよ。その中にやっぱり工事費がちょっと疑問なんですけれども、直接工事期とか、その中に共通架設費とか、現場管理費とか、いろいろ一般管理費とかが含まれてくるわけなんですけれども、そうした内訳というのはわかるんでしょうか。

○消防総務課長 済みません、詳しい金額にあっては内部資料ということですので公表は控えるということになっておりますので、申しわけありません。よろしくお願いします。

○伊藤委員 そうすると、漠とした金額、これで全て内容的には公表できないということなんですけれども、そうすると工事費が、例えば本体工事費が幾らで、これにいろんな経費がかかってくるわけなんですけれども、それを公表できないという、今までもそうだった、違うような気がしたんですけれど。前に東議員のときには何か公表しておったような気がしたんですけれども。

〔発言する者あり〕

○伊藤委員 基本的には工事費が幾らで、直接工事費が。それに経費はいいとしても、本体工事費というのは大体幾らぐらいかかるのかだけを知りたいんですけれど。

〔発言する者あり〕

○消防総務課長 済みません、工事内容というか、詳しくは言えませんが、直接工事費にあっては219万4,859円となっております。それで、あと間接工事費ということで総額199万2,000円となっております。

○伊藤委員 わかりました。

経費を入れると、約倍になっちゃうということですね。そういうことですよ。それにいろいろなもろもろの現場管理費とか、いろいろなものが入ってくると思うんですけども、とりあえず工事の内容だけわかればお聞かせ願いたいんですけど、どういう工事をやられるということだけですけども。

○消防総務課長 工事の内容ですが、40トンの防火水槽が、市の道路と、お話しした民間の私有地にまたがって設置されております。その防火水槽が、縦が5.5、横2.5、深さ3.5メートルの大きさになっております。この防火水槽を全て撤去するという事になっておりますので、その道路にある関係で側溝もついていますので、側溝を壊して撤去することと、あと防火水槽に水を補給する補水管、補水の消火栓が地下式の消火栓タイプについておるんですが、それも防火水槽から近い位置にあるため、防火水槽を撤去する際の工事で撤去するという事になります。

○伊藤委員 わかりました。いいです。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○古池委員 今の関連ですけど、個人情報で言えないかもしれんですけど、撤去する理由というのは、いわゆる要望で出たわけですね。そういうものはわかる範囲内で教えてください。

○消防総務課長 撤去の理由ですが、民間の土地、私有地の所有者である不動産会社が事業を始めるに当たり、その事業の駐車場に防火水槽のある部分を使うため、撤去してほしいという要望になります。以上です。

○古池委員 確認ですけど、駐車場をつくるための理由ですね。

○消防総務課長 そのように聞いております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休 憩

午前10時30分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただき
たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休 憩

午前10時45分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

年度調査事項等について

○委員長 年度調査事項等を協議していただきますが、資料はタブレットに
配信してありますので御確認ください。

今、同期していただけます。

今年度、当委員会の調査事項、視察調査日程及び視察調査先等を決めてい
ただきたいと思います。

なお、昨年度までの総務委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にし
てありますので、御参考にしてください。

それでは最初に年度調査事項等を議題といたします。

御意見はありませんか。

〔「前年どおりで」と呼ぶ者あり〕

○委員長 前年どおりで。

では、今年度の当委員会の調査事項は、1番、マイナンバーカードについ

て、2番、公共施設マネジメントについて、3番、収納・滞納対策について、4番、消防行政について、5番、地域・市民協働の取り組みについて、6番、行財政改革・行政事業レビューについて、7番、地方創生について、8番、その他、当委員会の所管する事項とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、今年度の当委員会の調査事項は、先ほど申し上げたとおりにすることに決定いたしました。

また、ただいま決定いたしました事項に、「その他、当委員会の所管する事項」を加えて、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続調査として議長に申し出をしていきたいと思っております。

行政視察調査日程について

○委員長 続きまして、行政視察調査日程を議題といたします。

日程案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 事務局から失礼します。

年間の予定にお示ししておりました案といたしまして、10月7日月曜日から10月10日木曜日までと、10月16日水曜日から10月18日金曜日までと、10月23日水曜日から10月25日金曜日までの3案となっております。

この中から何泊何日で実施されるのかをお決め願いたいと思っておりますが、この案のうち、資料の下のほうに記載がありますように、現在C案、10月23日から10月25日の期間中に公務が入っているところでございます。以上です。

○委員長 ただいまの説明による3案につきまして、御意見等ございますでしょうか。

○河合委員 私の都合では申しわけないけど、B案でお願いできればなあと思います。

○委員長 ほかに意見ございますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 ないようでございますので、B案の10月16日水曜日から10月18日金曜日までの期間でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 そのうちの何日間で行うかを決めていただきたいと思います。

〔「2泊3日」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、B案で2泊3日で行政視察調査を実施していきたいと思
います。

行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長 続きまして、行政視察の調査先及び調査項目を議題といたします。
先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項に基づき、御協議を
お願いしたいと思います。

どこかよい候補地はございますでしょうか。

〔「お任せ」と呼ぶ者あり〕

正・副委員長に一任とのことですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでございますので、それでは正・副委員長で協
議し、決めさせていただきますと思いますので、よろしくお願い申し上げま
す。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談させていただきたいと思
います。

日程は、議会・会議や視察がないところになろうかと思えます。また、講
師の都合もあるので、本日はまず研修テーマについて、何か適切なテーマや
講師を御存じでしたら御発言いただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

○委員長 それでは、また何か御意見や御提案がございましたら、事務局ま
でお知らせください。

9月の委員会の折に、皆様方の御意見・御提案を踏まえて、改めて御相談いたします。

以上で本日の委員会の議題は終了いたしました。

以上で総務委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時50分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 東 猴 史 紘